

写

岡人委第38号

平成21年5月22日

岡山市議会議長 宮 武 博 様

岡 山 市 長 高 谷 茂 男 様

岡山市人事委員会

委員長 中 野 惇

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条の規定に基づき、標記の件について、別紙のとおり報告し、意見の申出を行います。

報 告 及 び 意 見

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給(期末手当・勤勉手当)については、通例5月から実施する職種別民間給与実態調査により、過去1年間において民間事業所で支払われた特別給の支給実績を精確に把握し、その結果に基づいて民間の年間支給割合と職員の特別給の年間支給月数を合わせるよう、必要に応じて特別給改定の勧告を行うことが基本である。

2 夏季一時金に関する特別調査の実施

本年の民間企業における夏季一時金の決定状況は、各種発表によると、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、前年に比べて大幅なマイナスとなることがうかがえた。また、人事院は民間企業における夏季一時金の決定状況を把握する必要があると考え、緊急に特別調査を実施した。

本委員会としても、情勢適応の原則、民間準拠を基本とする考え方からも、緊急に市内民間企業における夏季一時金の決定状況を把握する必要があると判断し、通例の職種別民間給与実態調査とは別に、臨時的に夏季一時金に関する特別調査を実施することとした。

3 夏季一時金に関する特別調査の実施結果

(1) 調査の概要

本年4月22日から5月13日までの間、現在行っている職種別民間給与実態調査の対象事業所（市内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所）である320事業所から無作為抽出した120事業所を対象に、本年夏季一時金の支給の決定状況並びに本年及び前年夏季一時金の支給額・支給月数等を把握するため、特別調査を実施した。

(2) 調査の結果

調査の結果、回答が得られた事業所は105事業所であり、調査完了率は87.5%であった。

集計事業所105事業所のうち、夏季一時金を決めたとする事業所は15事業所であり、現時点では全体の約8割の事業所で夏季一時金が未定となっている。

また、夏季一時金を決めたとする15事業所において、前年と比較した本年の夏季一時金の支給月数は、増加が1事業所、増減なしが4事業所、減少が10事業所となっており、事業所によって決定状況に差があるものの、従業員割合による対前年増減率は14.6%の減少となっている。

第1表 調査事業所数及び完了率

調査対象事業所	標本事業所(A)	集計事業所(B)	調査完了率(B/A)
320事業所	120事業所	105事業所	87.5%

第2表 夏季一時金の決定(妥結)、回答状況

集計事業所	決定(妥結)済事業所	回答済事業所	未定事業所
(100%) 105事業所	(14.3%) 15事業所	(2.9%) 3事業所	(82.8%) 87事業所

(注) 「決定(妥結)済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している事業所をいう。「回答済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉により妥結には至っていない事業所をいう。(第3表について同じ。)

第3表 決定(妥結)済事業所における対前年比較の状況

決定(妥結)済事業所	増加	増減なし	減少
(100%)	(6.7%)	(26.7%)	(66.6%)
15事業所	1事業所	4事業所	10事業所

(注) 「増加」「増減なし」「減少」は、昨年夏の支給実績月数と本年夏の支給予定月数を比較したものの。

決定(妥結)済事業所における 対前年増減率	従業員割合による 対前年増減率
16.2%	14.6%

(注) 「決定(妥結)済事業所における対前年増減率」は、決定(妥結)済事業所15事業所における一時金支給月数により算出したものである。

「従業員割合による対前年増減率」は、調査対象事業所の産業別従業員割合に合わせて算出したものである。

4 人事院の報告及び勧告

人事院は、4月7日から4月24日までの間、職種別民間給与実態調査の対象企業（全国の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業）から抽出した約2,700社を対象に、本年の夏季一時金に関する特別調査を実施した結果、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定であり、調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は13.2%であるとする報告を行った。

人事院は、この特別調査の結果、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく可能な限り民間の状況を反映させることが望ましいこと、また、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となることから、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当であるとし、ただし、現時点では本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、暫定的な措置として、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の一部を凍結し、その支給月数を「別表(抜粋)」のとおりとする報告及び勧告を5月1日に国会及び内閣に対して行ったものである。

< 別表 >

人事院勧告による特例措置の内容

(抜粋)

職員	期末手当・勤勉手当の支給月数(6月期)		
	現行	凍結分	凍結後
一般職員	2.15	0.20	1.95 (期末:1.25(0.15) 勤勉:0.7(0.05))
再任用職員	1.10	0.10	1.00 (期末: 0.7(0.05) 勤勉:0.3(0.05))

5 本委員会の意見

職員の給与は、地方公務員法において「社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講ずること」及び「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めること」と規定されている。

本委員会が実施した今回の特別調査からは、現時点においては約8割の市内民間事業所では夏季一時金について決定に至っていないものの、決定済事業所における夏季一時金の状況は、人事院が調査した全国の民間企業の状況と同様に、前年に比べて減少の傾向にあることがうかがえたところである。

本委員会は、こうした状況の中、地方公務員法の趣旨を踏まえた上で、近時の経済情勢の急速な悪化や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、人事院勧告の内容に準じた特例措置を講ずることが適当であるものとする。

なお、この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、5月1日から実施している職種別民間給与実態調査において特別給の支給実績を精確に調査した上で、必要な措置を勧告することとする。

参考資料

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

1 調査の目的

民間の夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため実施した。

2 調査期間

平成21年4月22日（水）～5月13日（水）（22日間）

3 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の対象事業所（市内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所）である320事業所

4 標本事業所の抽出

上記3に記載した事業所を組織、規模、産業によって層化し、各層から120事業所を無作為に抽出した。

5 調査の方法

郵送調査により行ったが、併せて電話による依頼を実施した。

6 調査の主な内容

- (1) 本年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- (3) 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

7 集計事業所

105事業所（調査完了率87.5%）

第1表 企業規模別調査事業所数及び完了率

企業規模	調査対象事業所	標本事業所	集計事業所	調査完了率
計	320	120	105	87.5%
500人以上	114	25	23	92.0%
100人以上500人未満	137	63	58	92.1%
100人未満	69	32	24	75.0%

(注) 上記集計事業所のほか、回答はあったが、事業所規模が50人未満であることが判明した4事業所は集計から除外した。

第2表 企業規模別夏季一時金の決定(妥結)、回答状況

企業規模	集計事業所	決定(妥結)済事業所	回答済事業所	未定事業所
計	105	15	3	87
500人以上	23	5	1	17
100人以上500人未満	58	9	2	47
100人未満	24	1	0	23

(注) 「決定(妥結)済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している事業所をいう。
「回答済事業所」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉により妥結には至っていない事業所をいう。(第3表について同じ。)

第3表 企業規模別決定(妥結)済事業所の事業所割合及び従業員割合

企業規模	決定(妥結)済事業所の事業所割合	決定(妥結)済事業所の従業員割合
計	14.3%	18.5%
500人以上	21.7%	21.2%
100人以上500人未満	15.5%	20.3%
100人未満	4.2%	3.8%